

離婚・ひとり親 インフォメーション ファイル

各種制度や準備について

このファイルは、離婚をお考えの方やひとり親の方の抱えておられる不安が少しでも軽減されますよう、大切な情報を簡潔に整理したものです。

富山市こども福祉課

5

各種無料相談窓口

時間等に変更となる可能性があります。詳しくは各施設等のWEBサイト等をご覧ください。法律相談など一部の相談には時間制限がありますので、**事実や自身の意向**などについて事前にメモなどに整理して持参されることをお勧めしています。

法律相談

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
1 弁護士法律相談(夫婦・男女関連)	富山市男女共同参画推進センター	433-1760	要予約	—	月1回(日程は市ホームページ(No.1005055)に掲載)
2 弁護士相談(ひとり親家庭)	富山県富山市母子家庭等就業・自立支援センター	432-4210	要予約	—	毎月第3土曜日 10:30~12:00
3 弁護士法律相談(家事事件)	富山県弁護士会事務局	421-4811	要予約	—	週1回(日程は広報とやま20日号に掲載)
4 弁護士法律相談(一般)	市民協働相談課(富山市)	443-2045	要予約	—	月数回(日程は市ホームページ(No.1012160)に掲載)
5 法テラス富山	法テラス(日本司法支援センター)	0570-078-351	要予約	9:00-17:00	WEBからの予約も可

公証人相談

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
6 公証相談(公正証書作成等に関する相談)	市民協働相談課(富山市)	443-2045	要予約	—	月1回(日程は広報とやま20日号に掲載)

養育費

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
7 養育費や親子交流に関する相談	養育費・親子交流相談支援センター(こども家庭庁委託事業)	0120-965-419 03-3980-4108	—	10:00-20:00 (水曜日以外)	水曜日 12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00

夫婦・男女

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
8 女性臨床心理士による夫婦・男女に関する悩み相談	富山市男女共同参画推進センター	433-1760	要予約	—	月1回(日程は市ホームページ(No.1005055)に掲載)
9 DV相談(配偶者・パートナーからの暴力)	富山市男女共同参画推進センター	433-2210	要予約(来所時)	10:00-18:15	受付時間は10:00~17:30
10 各種女性相談(女性相談支援員)	こども福祉課(富山市)	443-2055	—	8:30-17:15	
11 女性相談(電話・来所)(女性相談支援員)	富山県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	465-6722	要予約(来所時)	8:30-17:15	ただし、DV電話相談の時間は毎日8:30~22:00
12 家庭児童相談	こども健康課(富山市)	443-2038	—	8:30-17:15	
13 男女関係等の悩み相談	富山県民共生センターサンフォルテ	432-6611	特別相談(※)は要予約	9:00-16:00 (火曜日~土曜日)	※弁護士や臨床心理士による相談や男性相談員による男性相談は事前予約が必要

ひとり親

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
14 ひとり親各種相談(ひとり親アテンダント)	こども福祉課(富山市)	443-2055	—	8:30-17:15	
15 自立支援相談(母子・父子自立支援員)	こども福祉課(富山市)	443-2055	—	8:30-17:15	

仕事

項目名	担当・組織	電話番号	予約	時間(平日)	備考
16 職業相談・職業紹介・資格取得など	富山県富山市母子家庭等就業・自立支援センター	432-4210	—	9:00-16:30	
17 職業相談・職業紹介(職業相談第2コーナー)	ハローワーク富山(富山公共職業安定所)	431-9966	—	8:30-17:15	
18 職業相談・職業紹介(マザーズコーナー)	ハローワーク富山(富山公共職業安定所)	461-8617	—	9:00-17:15	

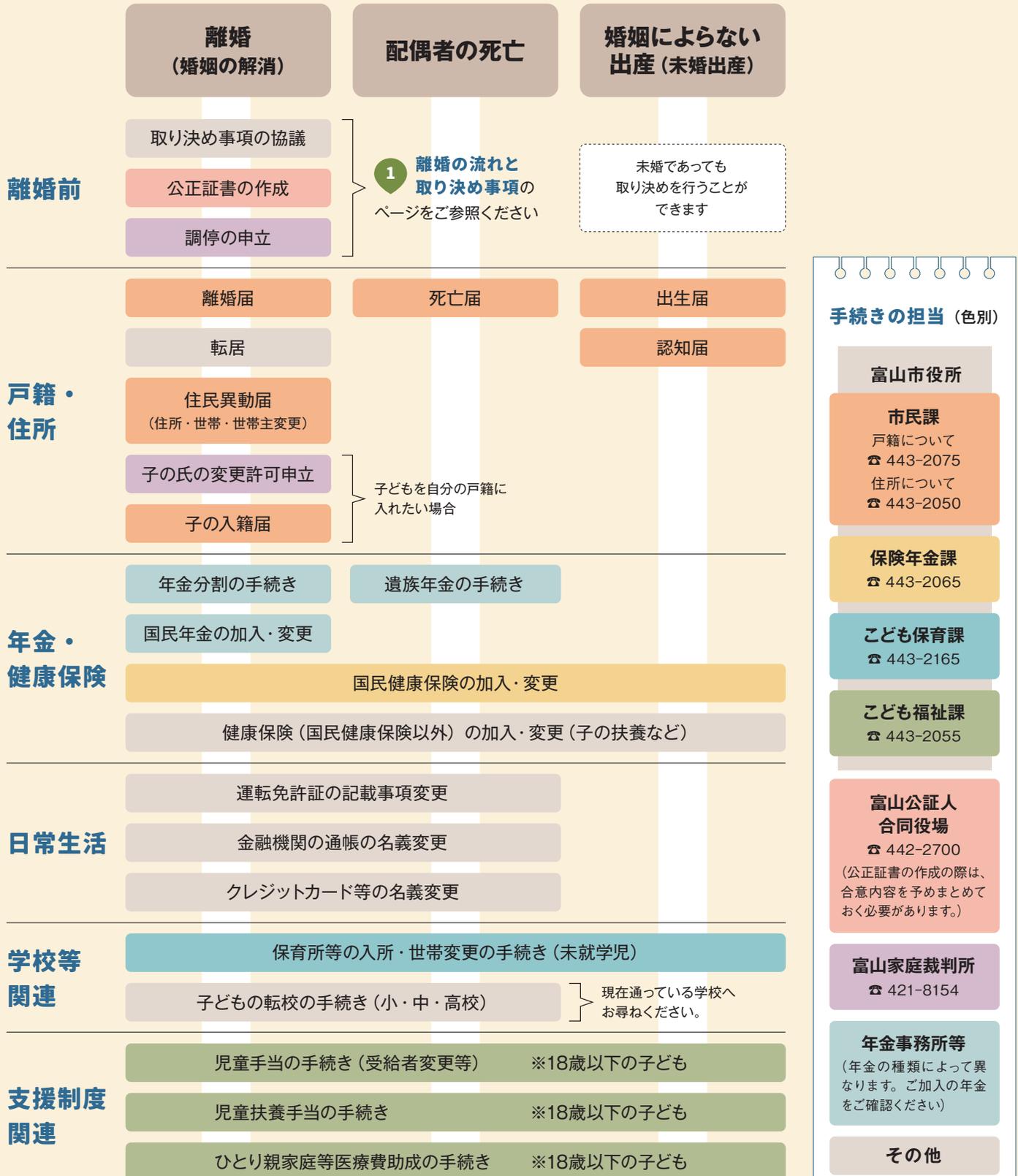
4

主な手続き (離婚・配偶者死亡・未婚出産)

離婚、配偶者の死亡、婚姻によらない出産に関連する、それぞれの代表的な手続きについてまとめています。

※人によって必要な手続きが異なります。また、順番が前後することがあります。

※手続きの詳細については、担当窓口・機関にご確認ください。



※富山市内の市外局番(076)は省略してあります。

1

離婚の流れと取り決め事項

離婚に関連する夫婦間の取り決めや手続きは複雑かつ多岐にわたります。ここでは主な取り決め事項と離婚までの大まかな流れについてご紹介します。

取り決め事項（主なもの）

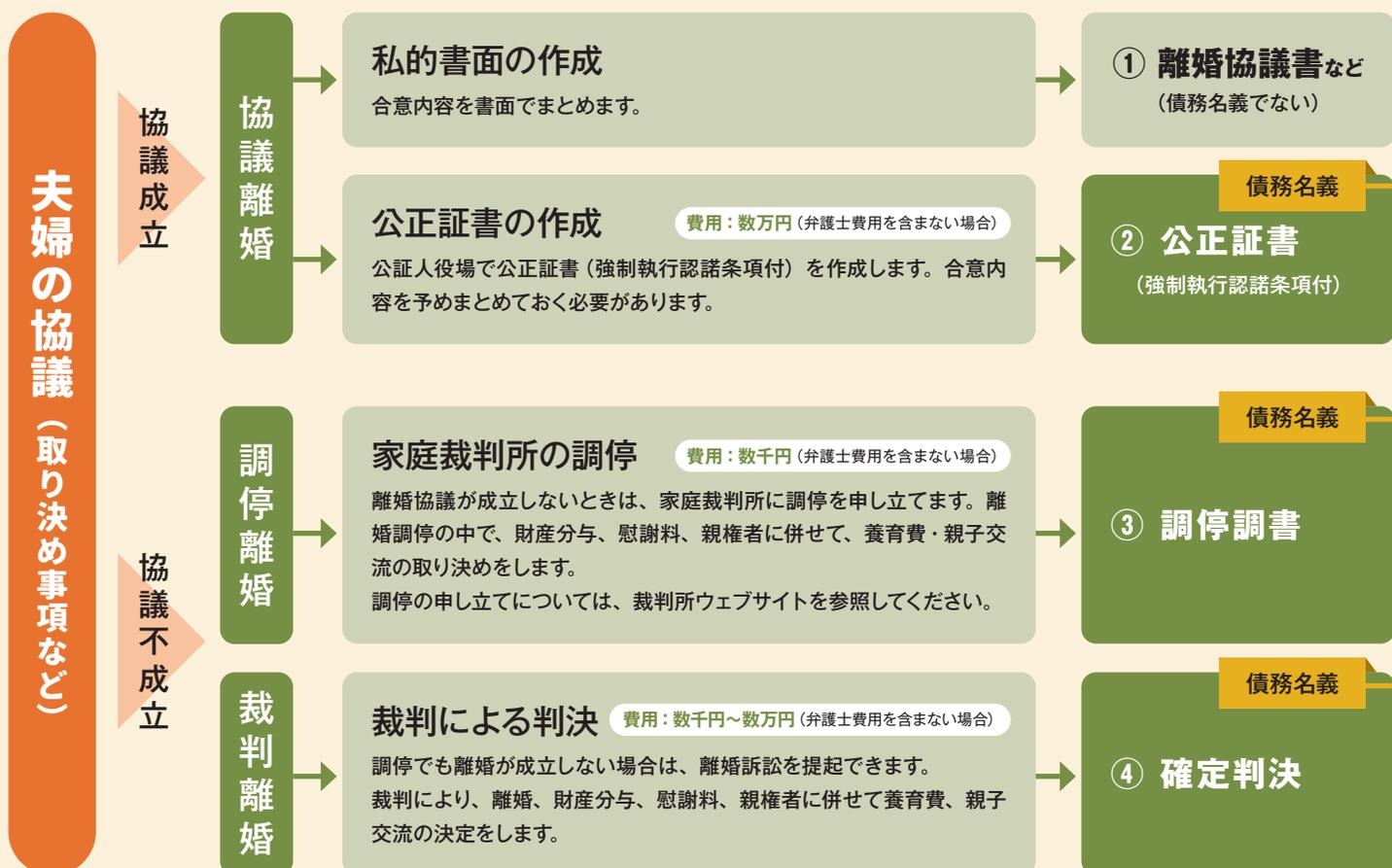
- ・親権 ※離婚届に記載が必要。
- ・お子さんの養育費（金額、支払方法、期間など）
- ・お子さんとの親子交流（頻度、場所、時間など）
- ・財産分与（土地建物、預貯金、生命保険、車など）
- ・年金分割
- ・別居期間中の生活費
- ・慰謝料

次ページを
ご覧ください

離婚の流れと作成する文書について

離婚は、取り決め事項の協議状況によって、主に（1）協議離婚、（2）調停離婚、（3）裁判離婚に区別され、取り決め事項を記した文書はその区分によって異なります（①～④）。文書は離婚後に作成することも可能ですが、なるべく離婚時に協議し、「債務名義」（※）を作成することをお勧めします。

（※）債務名義とは強制執行のために必要な文書です。次ページ「◎養育費の確保と強制執行について」をご覧ください。



2

養育費・親子交流について

養育費と親子交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪と言われています。子どものことを第一に考えて誠実に話し合い、**後からトラブルを避けるためにも合意内容について文書（債務名義）を作成しましょう。**

養育費

養育費は子どもの監護や教育のために必要な費用です。**親権者でなくなったとしても、また、離婚原因に関係なく、親であれば支払う義務があります。**養育費の額は両親の合意により決まりますが、目安として「養育費算定表」が裁判所から公表されています。

〈取り決めの例〉

- ・子が20歳になるまで毎月X日にXX口座にX万円振り込む。
- ・大学等へ進学の際の負担については改めて協議する。 など

親子交流

親子交流とは、子どもと離れて暮らす父母が子どもと定期的、継続的に交流することです。親だけでなく子どもにとって最も良い親子交流のために、両親の協力は不可欠です。

〈取り決めの例〉

- ・毎月X回、XXに迎えに行きX時間面会する。 など

養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）のWEBサイトに、養育費や親子交流に関する様々な情報が掲載されています。（「養育費・親子交流相談支援センター」で検索）

※令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律において親権や養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。詳細は法務省HPをご確認ください。（この法律は令和8年5月24日までに施行されます。）



法務省HP

養育費の確保と強制執行について

養育費の支払いが滞ったときに給与などを差し押さえる「**強制執行**」の申し立てを行うためには「**債務名義**」である文書が必要です。確実に養育費を確保するために債務名義を作成しましょう。なお、前ページのうち、②公正証書（強制執行認諾条項付）、③調停調書、④確定判決が債務名義にあたります。



富山市では養育費に関する公正証書などの債務名義作成の補助（最大3万円）を行っています。詳細は、下記のWEBサイトやチラシをご覧ください。

3

富山市のひとり親支援

富山市では、国の制度である児童扶養手当などのほか独自のひとり親家庭の支援事業を実施しています。詳細は、「ぶちっとギョッとガイド」やWEBサイト「育さぼとやま」をご覧ください。（※）「ぶちっとギョッとガイド」はこども福祉課や各行政サービスセンターでも配布しています。

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成
- 自立支援（資格取得の支援など）
- 子どもの学費支援（奨学金給付など）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 学習支援事業 など

ぶちっとギョッと
ガイド

育さぼとやま
（ひとり親支援）



